

新編 知立市史だより

第11号



現在、松並木といえば、国指定の御油（豊川市）や最近県指定となった藤川（岡崎市）が注目を浴びており、残念ながら知立は両者の陰に隠れてしまっています。しかし、卑屈になることなかれ。江戸時代に国学者の渡辺政香が「並松いさぎよく生ひ繁り、道の広さ十尋あまりも増て、小石もなく、いとなだらかにして、並松のながめ東海道の内に、是に及ぶながめはあらじ」と旅の記録で絶賛した松並木の景色なのです（「浪華游藁」）。この東海道一の景色を適切に保存・管理しつつ、PR・活用して、知立の魅力を発信していけたらよいですね。

中世における腰前遺跡の移り変わり

猿渡川下流域にあたる知立市上重原町、西中町から刈谷市重原本町にかけては、中世の遺跡が集中しています。これは、この地が中世の重原荘の中心地であったためと考えられます。そのなかでも、猿渡川右岸の碧海台地縁辺に位置する腰前遺跡（上重原町腰前、上重原一丁目）は、中世を通じて営まれた集落遺跡です。本遺跡は、市教育委員会により一九九三・九四・九七・九八年度にわたり、計一万㎡を超える面積が発掘調査されています。今回の知立市史編さん事業に関わり、当時の発掘調査資料を再



図1 猿渡川下流域中世遺跡群

遺跡	時期	11世紀	12世紀	13世紀	14世紀	15世紀	16世紀
腰前遺跡			■	■	■	■	■
小針遺跡			■	■			■
返萬燈遺跡				■			■
島間遺跡				■			■
己ノ池遺跡				■			
重原城跡			■	■	■	■	■
鍛冶荒井遺跡			■	■			
天神A・B遺跡			■	■			
荒新切遺跡 (火葬施設群)					■	■	■
中条遺跡 (刈谷市)			■	■	■	■	■

*中条遺跡以外はすべて知立市

図2 各遺跡の消長

吟味した結果、いろいろな新知見を得ることができました。ここではその一端をご紹介しますと思います。

腰前遺跡から見つかった屋敷地

本遺跡では、幅広の溝で区切られた七区画以上の屋敷地が検出されています。各屋敷地は、不整形ながら一辺約四〇〜六〇m規模の四角形となっており、その敷地内からは、多くの柱穴や土坑、井戸、土葬墓、火葬のための施設などが見つかっています。

西三河地方においては、鎌倉時代である一三世紀に入ると、屋敷地を明瞭な溝で囲うようになることがわかっていますが、本遺跡も同様な状況を示しています。ただ、気を付けなければならぬ点があります。それは、発掘調査により検出された遺構は同じ遺構面で、集落が存続していた間の全ての痕跡を一括して表していることです。中世を通じて集落が営まれた本遺跡では、当然建物の建て替えもあれば、使われなくなった建物や施設などもあります。掘り出された全ての遺構が、同時期に機能していたわけではありません。



図3 腰前遺跡遺構図

そこで、出土した遺物の分析を行うこ



図4 伊勢型鍋や山茶碗、小皿
(鎌倉時代)

とによって、屋敷地の変遷や人々のくらしの様子の変化を明らかにすることが必要となります。

中世前期の腰前遺跡

出土遺物の分析によって、腰前地区には一二世紀中頃の院政期から人々が住み始めたことがわかりました。この地方では平安時代以降、竪穴建物から掘立柱建物へと中心的な居住建物に変化しています。掘立柱建物は、竪穴建物と違って地面を掘り窪めることなく、地面に直接柱を立てて組み立てる構造のため、柱穴以外の痕跡が残りません。そのため建物を想定することに大変苦労します。ですが、同時期の多くの遺物が確認できたことで、集落の始まりの時期が明確となりました。なお、掘立柱建物の多くは床面積が五坪ほどで、屋敷地ごとに複数の建物が建てられました。鎌倉時代である一三世紀に至り、腰前の集落は最初のピークを迎えます。この頃、幅広の溝を掘り、人々が活発に活動した様子が遺物からうかがえます。溝を掘る目的は、生活排水のためであったり、土地の所有境界を示したりするためであったと考えられています。屋敷地からは、当時東

海地方で広く流通した山茶碗とよばれる量産化された碗や小皿、貯蔵のための常滑窯産甕・壺、煮炊き用の土鍋などの日常生活用の焼き物が多く出土しています。山茶碗は、猿投・渥美・東濃などの産地の物が見られ、活発な流通の状況がわかります。

また、当時、高級品であった中国龍泉窯産の青磁の破片も見られます。さらに、ふいご(炉に風を送る道具)の破片や鉄滓(製鉄の際の残りかす)も多く見られることから、集落内で鍛冶を行っていたこともわかりました。

中世後期の腰前遺跡

南北朝期にあたる一四世紀は、出土遺物量が激減する時期です。その理由にははっきりしませんが、わずかながら同時期の遺物が出土していることから、人々が住まなくなったわけではなさそうです。空白の一四世紀に関しては、実は西三河地方共通の状況であり、今後の研究が待たれるところです。

そして遺跡としての第二のピークは、室町時代後期にあたる一五世紀後半から一六世紀にかけての時期です。幅の狭い溝で、鎌倉時代の屋敷地割をベースにしながら屋敷地を再編しました。出土量が多いのは、「する」「こねる」「煮る」ことに使用できる万能調理具の「すり鉢」や、常滑窯産甕や瀬戸・美濃窯産の釉薬の施された碗や皿、土師質(素焼き)の内耳鍋(内側に吊り耳のついた鍋)などです。さらには、香炉や天目茶碗なども出土しており、



図5 古瀬戸灰釉小壺
(室町時代)

器種の増加によって中世前期のくらしぶりからの変化が感じられます。この後、一七世紀から一八世紀にかけての江戸時代前期の焼き物も多く確認されたことで、その頃まで腰前遺跡が生活域であったことも明らかとなりました。

(考古部会調査協力員 杉浦 茂)

歴史資料を後世に引き継ぐ意味

先回編さんされた『知立市史』上巻（昭和五十一年）の二二四～二二七頁に「天保十年（一八三九）四月の日付がはいった「慶安御触書写」と題する文書が知立市誌編さん室にある」と記されて、触書の内容が途中省略されつつも現代語訳で示されています。また、慶安二年（一六四九）に出された触書が天保十年に刈谷藩領内に頒布された事情についても、右の「慶安御触書写」末尾にあった説明文を現代語訳で示してくれています。「慶安御触書」は、かつて高校の日本史の教科書に記載されていた江戸時代の有名な法令です。

右の文章のあいだに「万延元年御教諭書谷田町」とする挿図がひとつあります。最近、知立市史編さん室の皆さんに谷田村あての「御教諭書」の原本を探していただき、ついでに牛田村あてのものも教えていただきました。さらに『刈谷市史』第六巻資料（近世）の八四～九一頁に野田村あての「御教諭書」が収録されています。

三つの「御教諭書」は、万延元年（一八六〇）十一月に、当時は同じ福島藩領であった谷田村・牛田村・野田村から、おそらくは庄屋たちが重原陣屋に出かけて、そこで筆写してそれぞれの村に持ち帰ったものです。その内容は『刈谷市史』第六巻の翻刻資料からきちんと理解できます。これは「慶安御触書」とは全くの無関係です。

三つの「御教諭書」は草書体（くずし字）で書かれていますか

ら、高校生をはじめとする普通の市民には読めません。それが市史に翻刻掲載されることで内容が理解できます。ところが、もとの史料原本を眺めてみると、活字の翻刻文ではわからない発見があります。原本三つの「御教諭書」はそれぞれ筆跡や文字遣いが異なり、誤字・脱字があります。場合によっては朱字で訂正が施されています。そこから「おそらくは庄屋たちが重原陣屋に出かけて、そこで筆写してそれぞれの村に持ち帰った」ことが推測できるのです。

歴史資料が活字化されて普及されれば、普通の市民の皆さんが、自ら住む地域の歴史を自ら知ることにつながります。しかし歴史資料が教えてくれるのは、そこに書かれていることだけではありません。資料の残され方、受け継がれ方、そうした資料原本そのものの存在もまた、大切な歴史情報を後世の私たちに伝えてくれるのです。

さて、知立市史編さん室の皆さんに何度も何度も探し回っていただきましたが、「天保十年（一八三九）四月の日付が入った「慶安御触書写」と題する文書」はついに見つかりませんでした。先回の編さん事業が終わった後、きちんと受け継がれなかったという事です。

先回の『知立市史』が編さんされた昭和五〇年代には知られていませんでしたが、現在では「慶安御触書」は慶安二年には存在せず、江戸時代後期の創作であろうことが明らかとなっています。とすれば、天保十年に刈谷藩がどのようにしてこの「慶安御触書」と題された法令を入手し、それはほかの「慶安御触書」とどのような差異があるのか、ないのか、こうしたことを知りたいところ

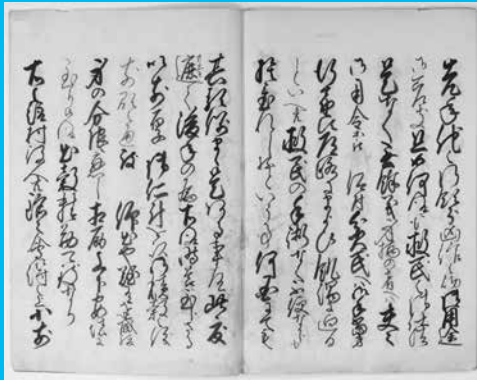


図1 牛田村「御教諭書」
万延元年（一八六〇）

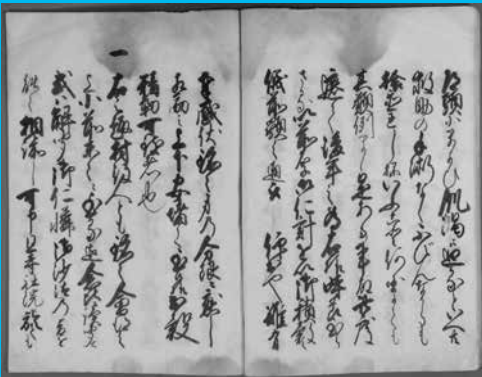


図2 谷田村「御教諭書」
万延元年（一八六〇）
谷田町所蔵

「御教諭書」 同じ箇条の前後

です。それらを知ることによって、天保十年前後の知立市域の人々の生活が、どのように規制されようとしていたか否かが検討できるはずなのです。
しかしながら原本が残されていない以上、そうした試みは不可能となり、誠に残念です。

（近世部会 部会長 池内敏）

新編知立市史を販売する施設が増えました

令和2年6月から、知立市観光交流センターおよび八橋史跡保存館でも新編知立市史を購入できるようになりました。

歴史探訪のお供にぜひお買い求めください。

【所在地】

- ・ 知立市観光交流センター
中町中128番地
- ・ 八橋史跡保存館
八橋町寺内61番地1

※施設の開館日等をご確認のうえ、ご利用ください。



知立市観光交流センター

「伝染病」から「感染症」へ

『新編知立市史6資料編近代・現代』（二〇七頁）に「上重原村隔離病舎図面」を載せました（図1参照）。一九〇二年（明治三十五）のもので、上重原の区有文書として保管されてきて、現在は知立市歴史民俗資料館が所蔵している図面をトレースしたものです。木造瓦葺四棟、建設費五六五円七七銭九厘、敷地面積四一〇坪でした。この建物は、上重原村が愛知県に補助申請して、その補助金で建てられました。申請書も残っており、「上重原村より県への伝染病隔離室建築費補助申請書」として、これも資料編に載せています。

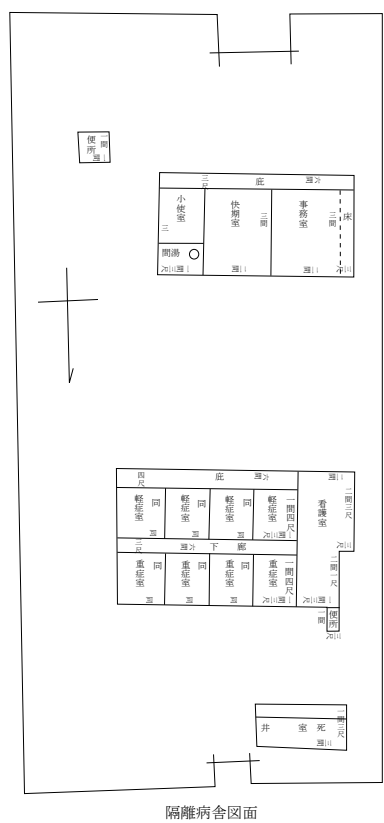


図1 上重原村隔離病舎図面

名称からわかるとおり、「伝染病」患者を隔離収容して治療する施設です。これを上重原村が建設した背景には、一八九七年（明治三十）に制定された「伝染病予防法」があります。同法により市町村が「隔離病舎」を設置することになりました。この法律が

制定された背景には、ある人物が関わります。それは、二〇二四年発行予定の新千円札の肖像に選ばれた、北里柴三郎です。彼は、一八九四年（明治二十七）、日本政府からペスト病調査のため香港に派遣され、そこで世界で初めてペスト菌を発見しました。

彼が香港に派遣された年に日清戦争が始まりました。外国との戦争は、派遣された兵士を介して「伝染病」が日本に入ってくる危険も伴うので、ペストが流行していた香港への調査には、戦争の影がありました。「伝染病」の流入を防ぐ検疫体制と国内での流行を防ぐための隔離体制を整える法律として、「伝染病予防法」が日清戦争後に制定されたのです。北里のペスト菌の発見と法律の制定による衛生行政によって、日本では、中世ヨーロッパのようなペスト大流行は起きませんでした。上重原の隔離病室もペストで使用されることはなかったと思われます。

「伝染病予防法」は、制定から百年以上たった一九九九年（平成十一）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行されてその役割を終えました。「伝染病」という名称を持つ「病気を広める」というイメージから来る人権侵害も問題とされ、症状としての「感染症」という名称が用いられるようになり、社会からの隔離を目的とするのではなく、予防と治療をより重視した法律に改められました。歴史用語として「伝染病」は残りますが、これからは「感染症」が一般的になっていくでしょう。歴史表現の難しいところです。通史編では、留意しながら叙述したいと思います。

（近代・現代部会部会長 土屋武志）

珍発見か?! 知立市にあった稀少な書籍

先日、資料の整理をしていると、珍しい書籍が見つかりました。その書籍は「三河御開国備考大全」です。現在、筑波大学附属図書館（以下筑波本）とベルリン国立図書館（以下ベルリン本、デジタル公開されている）しか所蔵していません。その稀少な書籍が新たに知立市で見つかりました。今回は知立市で発見された「三河御開国備考大全」（以下知立市本）について紹介します。



図1 知立市本の第六巻表紙



図2 知立市本の第六巻目次

「三河御開国備考大

全」は、作者不明で成立時期は江戸時代後期とされています。冊数は一〇巻五冊、現在残されているのは写本のみです（『国書総目録』第七巻）。内容は徳川

家康以前の松平氏の事跡が記されています。

知立市本は、刊記・奥書がないため、成立時期や刊本が写本かについて分かりません。冊数は、巻一の一冊が欠けているため四八巻

四八冊です（巻一があれば四九巻四九冊）。刊記・奥書がないため、これ以降も続いていたのかもしれませんが。

内容は家康以前の松平氏から豊臣政権期の家康までの事跡を記述しています。松平氏と家康に関する記述がほとんどですが、わずかに織田信長や豊臣秀吉に関する記述（美濃攻め・山崎の合戦など）が散見されます。よって、松平氏・徳川氏の歴史を中心に扱った私撰の歴史書といえるかと思えます。

知立市本とベルリン本を比較すると、冊数が大きく違っており、知立市本の方が内容が大幅に追加されています。また松平広忠までの松平氏に関する記事が若干異なっている箇所もあり、字の書き方も違ってきます。おそらく知立市本とベルリン本は、筆者が違う人物である異本ではないかと考えられます。

現在の写本の残存状況から広く世間に流布していなかったと考えられる「三河御開国備考大全」。家康のルーツである松平氏や家康自身はどのように描かれているのでしょうか。江戸時代の人々が松平氏や徳川家康をどう認識していたのか、その一端を垣間見ることができるといえます。

知立市本は巻一が欠けており、かつ刊記・奥書がないため不完全な状態ですが、珍しい書籍であり、市にとって貴重な史料です。まだ発見されたばかりなので、史料の性格や他の筑波本・ベルリン本との比較など今後調査・研究を進め、知立市本の全体像を明らかにして史料的位置付けを行っていく必要があると考えます。

刊行予定

『新編知立市史1 通史編 原始・古代・中世・近世』

菊判オールカラー 二〇〇〇円

令和三年三月刊行予定

新編知立市史編さん事業の集大成となる通史編2冊の前半分。旧石器時代から廃藩置県の頃までの、知立地域の歴史をたどる読み物です。多くの方に読んでいただけるよう、お求めやすい価格としました。

好評販売中

■新刊（令和二年三月刊行）

『新編知立市史』

別巻 八橋編』

B5判オールカラー

三五〇〇円



■既刊

『新編知立市史3 資料編 原始・古代・中世』

B5判二冊箱入り(付図あり) 四五〇〇円

『新編知立市史4 資料編 近世』

B5判(CD-ROM付き) 三二〇〇円

『新編知立市史5 資料編 池鯉鮒宿本陣御宿帳』

B5判 二六〇〇円

『新編知立市史6 資料編 近代・現代』

B5判(付図あり) 四一〇〇円

『新編知立市史7 資料編 民俗』

B5判(DVD付き) 三七〇〇円

『新編知立市史8 資料編 自然』

B5判オールカラー

(『植物・動物目録』付き) 四七〇〇円

『新編知立市史 別巻 文化財編』

A4判オールカラー 二六〇〇円

☆新編知立市史は、歴史民俗資料館・市役所市民課・観光交流センター・八橋史跡保存館で購入できます。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

お礼

市史編さん活動におきまして、たくさんの方にご協力・ご教示を賜りました。また、多くの貴重な資料を提供いただきました。心より御礼申し上げます。

お問い合わせ

知立市教育委員会文化課市史編さん係

〒四七二-10053 知立市南新地二丁目二-13

(歴史民俗資料館内)

TEL 〇五六六-1831 六七八九

FAX 〇五六六-1831 六六七五

E-mail sisi-hensan@city.chiryu.lg.jp

新編知立市史だより第11号 令和2年12月1日発行

発行 知立市教育委員会文化課市史編さん係